

平成 22 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 清 水 秀 雄
社 長
(コード番号 7 6 4 0 ・ 東 証 第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 遠 海 武 則
T E L 0 2 5 - 2 3 2 - 0 0 0 8
<http://www.topculture.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 12 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 1 月 14 日開催予定の第 26 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。(変更案第 19 条)
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会で決定することができるよう、変更案第 37 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第 7 条(自己の株式の取得)を削除するものであります。
- (3) 以上の各変更に伴い、文言の加除、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 1 月 14 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 23 年 1 月 14 日 (金)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第19条 (条文省略)	第7条～第18条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削除)
第21条～第37条 (条文省略)	第20条～第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第37条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>
(剰余金配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第38条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年10月31日とする。 (新設)	第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u>
(中間配当の基準日)	3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
第39条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削除)
第40条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)

以上